

不正軽油撲滅に関する取組みについて（お願い）

日頃は、軽油引取税の賦課・徴収に関しまして深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県においては、不正軽油撲滅を目的とした税務調査を実施しているところですが、需要家の貯蔵設備に直接軽油と灯油を降油して不正軽油を製造する事例が見受けられるなど、残念ながら未だに不正軽油の流通が止むことがありません。

不正軽油は自動車の内燃機関の不具合・損傷の原因となるだけでなく、不正軽油による不当な価格の燃料油の流通は、運輸業界の公正な市場競争を阻害するものであります。

貴協会におかれましても、不正軽油の撲滅にご尽力されているところとは存じますが、現在の不正軽油の実態を鑑みまして、更に下記の点について会員の皆様が取り組むよう働きかけていただきたく存じますので、特段のご高配をお願いいたします。

記

1 軽油の貯蔵設備を有する会員

軽油の納入に際し、タンクローリーの登録番号（ナンバー）の記載がない伝票（納品書等）を受領した場合には、伝票に登録番号を記録するなどの方法により、納入を行ったタンクローリーが特定できるようにし、税務調査に際しては、当該情報を調査機関に開示する。

また、納入された軽油が不正軽油の疑いがあると思われるときは、速やかに愛知県名古屋南部県税事務所高辻間税課（電話番号 052-881-6141）に通報する。

2 石油製品を運搬するタンクローリーを使用する会員

軽油を納品するときは、納品先に渡す伝票（納品書等）にタンクローリーの登録番号（ナンバー）を記載する。

担当 税務課間税調査グループ（松尾）

電話 052-954-6076（ダイヤルイン）